

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】令和4年1月18日(2022.1.18)

【公開番号】特開2020-202332(P2020-202332A)

【公開日】令和2年12月17日(2020.12.17)

【年通号数】公開・登録公報2020-051

【出願番号】特願2019-109834(P2019-109834)

【国際特許分類】

H 05 K 3/40(2006.01)

10

H 05 K 3/00(2006.01)

H 05 K 1/11(2006.01)

【F I】

H 05 K 3/40 H

H 05 K 3/00 Q

H 05 K 1/11 L

【手続補正書】

【提出日】令和4年1月7日(2022.1.7)

【手続補正1】

20

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

軸部と、

前記軸部の一方の端部に前記軸部よりも径大に形成されたヘッド部と、  
を有し、

前記ヘッド部の、前記軸部の他方の端部側から見える表面に、錫系の第1のめっき膜が露出し、  
30

前記軸部の、前記他方の端部側から見える端面に、前記第1のめっき膜よりも可視光の反射率及び導電率が高い第2のめっき膜が露出していることを特徴とするリードピン。

【請求項2】

前記第2のめっき膜は、最表面に金膜を有することを特徴とする請求項1に記載のリードピン。

【請求項3】

前記第2のめっき膜は、前記軸部の側面を覆うことを特徴とする請求項1又は2に記載のリードピン。

【請求項4】

前記ヘッド部の前記他方の端部側から見える表面は平坦であることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載のリードピン。

【請求項5】

電極パッドを備えた配線基板と、

錫系の導電材を用いて前記電極パッドに接合された、請求項1乃至4のいずれか1項に記載のリードピンと、

を有することを特徴とするリードピン付き配線基板。

【請求項6】

前記導電材は、前記ヘッド部の前記軸部の他方の端部側から見える表面上において前記第1のめっき膜の一部を覆う被覆部を有し、

40

50

前記ヘッド部上において、前記被覆部と前記第2のめっき膜とが互いに離間していることを特徴とする請求項5に記載のリードピン付き配線基板。

10

20

30

40

50